

# 日本歯科大学大学院学則

平成26年4月1日制定・施行

令和3年4月1日改正・施行

令和8年4月1日改正・施行

## 第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、日本歯科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は、建学の精神にもとづき、学術の理論とその応用を教授して研究者として自立した研究活動を遂行し、生命歯学に関する基盤研究及び先進的研究を究明し、歯科医学の進展と人類の健康・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 生命歯学研究科においては、創造的・独創的及び先進的視点に立脚し、生命歯学に関する豊かな学識と先端的な技術を授け、高度な生命学者、優れた教育者及び専門的な臨床医を養成する。

3 新潟生命歯学研究科においては、国際的及び学際的視点に立脚し、生命歯学に関する豊かな学識と先端的な技術を授け、高度な生命学者、優れた教育者及び専門的な臨床医を養成する。

(自己評価等)

第2条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことに努めるものとする。

(本大学院の組織)

第3条 本大学院に次の研究科と課程を置く。

生命歯学研究科 博士課程

新潟生命歯学研究科 博士課程

(専攻及び専攻主科目)

第4条 各研究科に次の専攻を置き、それぞれの専攻に専攻主科目を置く。

生命歯学研究科

歯科基礎系専攻

歯科臨床系専攻

新潟生命歯学研究科

生命歯学専攻

2 専攻主科目は、生命歯学研究科は別表1、新潟生命歯学研究科は別表2のとおりとする。

(修業年限)

第5条 博士課程の修業年限は標準を4年とし、8年を超えることはできない。ただし、3年以上在学し極めて優れた研究業績をあげ、所定の単位を履修したと認められた者には、4年未満の修業年限を認めることができる。

(収容定員)

第6条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

生命歯学研究科	歯科基礎系専攻	入学定員 9名 (収容定員 36名)
	歯科臨床系専攻	入学定員 9名 (収容定員 36名)
新潟生命歯学研究科	生命歯学専攻	入学定員 18名 (収容定員 72名)

(学年、学期及び休業日等)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで。

後学期 10月1日から翌年3月31日まで。

2 休業日は次のとおりとする。

日曜日、土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

本学創立記念日（6月1日）

春期休業 4月1日から4月10日まで。

夏期休業 7月11日から8月31日まで。

冬期休業 12月25日から翌年1月4日まで。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

## 第2章 教育方法等

(教育及び研究指導)

第8条 本大学院における教育は、専攻主科目の授業及びその他の授業科目の授業と学位論文の作成等に対する研究指導によって行う。

2 本大学院の教育に必要な授業科目とその単位は、生命歯学研究科は別表3、新潟生命歯学研究科は別表4のとおりとする。

(履修方法)

第9条 学生は、在学期間中に定められた授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、指導教員の指示に従って、履修する授業科目と単位を選定しなければならない。

3 指導教員が必要と認めたときは、本大学院の他の研究科及び他の専攻の授業科目と単位を指定して、履修させることができる。

4 学生は、選定した授業科目について、その授業科目を担当する教員の承認を得て、当該研究科長に届け出なければならない。

5 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院の他の研究科及び他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前条第3項及び前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位に加算することができる。

### 第3章 修了要件、学位論文及び学位授与

(修了要件)

第11条 博士課程の修了要件は、第5条に定める期間在学し、在学期間中に定められた授業科目を履修して30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文及び最終試験)

第12条 学位論文は、所定の授業科目について、30単位以上修得していなければ提出することができない。

2 学位論文の審査は、研究科委員が行い、学位論文の審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に行うものとする。

3 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格については、研究科委員会の審議によって決定する。

5 研究科委員会及び最終試験の方法については、別に定める。

(博士の学位授与)

第13条 本大学院において、第11条に定める要件を満たした者には、日本歯科大学学位規則の定めるところにより、博士（歯学）の学位を授与する。

### 第4章 入学、休学、転学、転科、退学、留学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本大学院において特別の必要がある場合には、当該研究科委員会の議を経て、後学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 大学において歯学又は医学の課程を卒業した者。（ただし、医学の課程を卒業した者についての志望については、別に定める。）

二 外国において学校教育における18年の課程を修了し、前号に規定する者に相当する者。

三 文部科学大臣の指定した者。

四 その他本大学院において、大学における歯学又は医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の選考及び許可)

第16条 入学を志願する者については、選考の上、入学の許可を決定する。

2 入学志願の方法、選考等については、別に定める。

(休学)

第17条 学生は疾病のために3ヵ月以上修学不能となったときは、診断書及び保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の外に特別の事由があるものについて当該研究科委員会の議を経て、学長が休学の許可をすることがある。

3 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学の期間は在学期間に算入しない。

5 休学の期間は4年を超えることはできない。

(転学)

第18条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、転学願を当該研究科委員会に提出するものとする。

2 学長は、当該研究科委員会において転学の事由が適当であると認めるとき、その転学を許可する。

(転科)

第18条の2 本大学院研究科間の転科は認めない。

(退学)

第19条 学生は退学しようとするときは、事由を付した保証人連署の退学許可願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(留学)

第20条 外国の大学院へ留学を志望する学生は、指導教員を経て、留学許可願を当該研究科委員会へ提出するものとする。

2 学長は、当該研究科委員会において、留学の事由が適当であると認めるときは、その留学を許可する。

3 前項に従って学生が外国の大学院へ留学した場合は、第10条の規定を準用し、同条中「他の大学院」とあるのを「外国の大学院」と読みかえるものとする。

## 第5章 除籍及び懲戒

(除籍)

第21条 学生で次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て、学長はこれを除籍する。

一 指定の期日までに授業料等学生納付金を納入しない者。

二 正当の事由なく出席が常でない者及びその他の理由で、成業の見込みがないと認められた者。

三 在学の最長年限の8年を超える者。

四 第17条第5項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者。

(懲戒)

第22条 性行不良で改善の見込みがないと認められる者又は本大学院の秩序を乱し、その他大学院生として本分に著しく反した者は、当該研究科委員会の議を経て、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。

## 第6章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料の納入時期)

第23条 検定料は、入学を志願する際に納入するものとする。

(入学金の納入時期)

第24条 入学金は、入学の始めに納入するものとする。

(授業料等の納入時期)

第25条 授業料は、在学期間中、毎年度4月に納入するものとする。ただし、学長において特別の事由があると認めるときは、分割納入を許可することがある。

2 休学を許可された者又は命ぜられた者及び停学に処せられた者の授業料は休学、停学期間中も納入するものとする。

(検定料、入学金、授業料等)

第26条 検定料、入学金及び授業料等学生納付金は、別表5のとおりとする。

2 検定料、入学金、授業料等既納の学費は、いかなる事由があっても返却しない。

## 第7章 教員組織

### (教員組織)

第27条 本大学院において、教育・研究指導を担当する教員は、各専攻主科目の教授とする。

ただし、必要があるときは、本学の教授、准教授又は講師をこれに充てるものとする。

2 教育・研究指導を担当する教員にあつては、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があり、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

二 研究上の業績が一の者に準じており、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の高度の能力があると認められる者

## 第8章 運営組織

### (運営組織)

第28条 本大学院の管理運営のため、大学院運営委員会、各研究科委員会（生命歯学研究科委員会、新潟生命歯学研究科委員会）を置く。

2 各研究科に研究科長（生命歯学研究科長、新潟生命歯学研究科長）を置く。

3 各研究科に事務部を置く。

4 前各項の職務、権限等については、別に定める。

## 第9章 外国人学生、受託生、聴講生、研究生

### (外国人学生)

第29条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (受託生)

第30条 他の大学院との協議に基づき、本大学院の各研究科において、授業科目の履修及び研究指導を認められた他の大学院の学生を受託生と称する。

2 受託生に関して必要な事項は、別に定める。

### (聴講生)

第31条 本大学院における特定の授業科目の聴講を志望する者には、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第32条 本大学院各研究科に研究生の制度を置く。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 雑 則

(準用)

第33条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、日本歯科大学学則を準用する。

(定型約款)

第34条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 従来規程は、この規程を施行すると同時に廃止する。

別表 1

生命歯学研究科専攻科目

[歯科基礎系専攻]

[歯科臨床系専攻]

専攻主科目	専攻主科目
解剖学 I	歯科保存学
解剖学 II	歯科補綴学 I
生理学	歯科補綴学 II
生化学	口腔外科学
病理学	歯科矯正学
微生物学	歯科放射線学
薬理学	小児歯科学
衛生学	歯科麻酔学
歯科理工学	歯周病学
発生・再生医科学	接着歯科学
歯科法医学	臨床口腔機能学
	全身関連予防学
	腫瘍科学

別表 2

## 新潟生命歯学研究科専攻科目

〔生命歯学専攻〕

系	分野	専攻主科目
基礎科学系	顎口腔形態学	硬組織粘膜比較形態学
		形態分析化学
	顎口腔機能学	咀嚼分泌神経学
		唾液唾液線機能学
	顎口腔感染環境保健学	口腔感染免疫学
		口腔環境保健学
応用科学系	顎口腔材料咬合学	口腔材料開発工学
		機能性咬合治療学
	顎口腔病態診断学	放射線定量診断学
		病態組織機構学
	顎口腔生体反応学	硬組織唾液腺薬物反応学
		口腔全身機能管理学
臨床化学系	硬組織歯周治療学	硬組織機能治療学
		歯周機能治療学
	顎口腔成長発達学	小児口腔行動科学
		咬合形態機能矯正学
	顎口腔全身病学	顎口腔全身関連治療学
		全身関連臨床検査学

別表 3

## 生命歯学研究科専攻科目

## [歯科基礎系専攻]

専攻主科目	単位数
解剖学Ⅰ	20
解剖学Ⅱ	20
生理学	20
生化学	20
病理学	20
微生物学	20
薬理学	20
衛生学	20
歯科理工学	20
発生・再生医科学	20
歯科法医学	20

## [歯科臨床系専攻]

専攻主科目	単位数
歯科保存学	20
歯科補綴学Ⅰ	20
歯科補綴学Ⅱ	20
口腔外科学	20
歯科矯正学	20
歯科放射線学	20
小児歯科学	20
歯科麻酔学	20
歯周病学	20
接着歯科学	20
臨床口腔機能学	20
全身関連予防学	20
腫瘍科学	20

## 生命歯学研究科専攻副科目・選択科目（必修）

## [歯科基礎系専攻]

専攻主科目	単位数
解剖学Ⅰ	4
解剖学Ⅱ	4
生理学	4
生化学	4
病理学	4
微生物学	4
薬理学	4
衛生学	4
歯科理工学	4
発生・再生医科学	4
歯科法医学	4

## [歯科臨床系専攻]

専攻主科目	単位数
歯科保存学	4
歯科補綴学Ⅰ	4
歯科補綴学Ⅱ	4
口腔外科学	4
歯科矯正学	4
歯科放射線学	4
小児歯科学	4
歯科麻酔学	4
歯周病学	4
接着歯科学	4
臨床口腔機能学	4
全身関連予防学	4
腫瘍科学	4

科目名	単位数
生命歯学持論※	4

※2単位以上取得

別表 4

専攻	系	分野	授業科目	単位数	専攻	系	分野	授業科目	単位数
生命歯学専攻	基礎科学系	顎口腔形態学	硬組織粘膜炎比較形態学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6	生命歯学専攻	応用科学系	顎口腔材料咬合学	口腔材料開発工学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6
			形態分析化学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6				機能性咬合治療学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6
		顎口腔機能学	咀嚼分泌神経学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			顎口腔病態診断学	放射線定量診断学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6
			唾液唾液腺機能学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6				病態組織機構学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6
		顎口腔感染環境保健学	口腔感染免疫学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			顎口腔生体反応学	硬組織唾液腺薬物反応学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6
			口腔環境保健学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6				口腔全身機能管理学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6

専攻	系	分野	授業科目	単位数	専攻	系	分野	授業科目	単位数			
生命歯学専攻	臨床科学系	硬組織歯周治療学	硬組織機能治療学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6	生命歯学専攻	臨床科学系	顎口腔全身関連治療学	顎口腔全身関連治療学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			
			歯周機能治療学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6				全身関連臨床検査学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			
		顎口腔成長発達学	小児口腔学 小児口腔学 小児口腔学	小児口腔学			講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6		生命歯学専攻	全系	全分野	共通授業科目1 共通授業科目2 共通授業科目3
				小児口腔学			講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6	講義 1.5				
			小児口腔学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			講義 1.5					
			咬合形態機能矯正学	講義 3 演習 3 実習 12 論文作成 6			講義 1.5					

注1) 選択科目は2科目とする。ただし、そのうちの1科目は、原則として主科目と同一の専攻分野に属する他の専攻科目とする。

注2) 3科目の共通授業科目は必修とする。

別表5 学生納付金

区分	金額	備考
入学検定料	20,000円	
入学金	200,000円	入学時のみ
授業料	550,000円	年度ごと